

知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂10版】をご購入いただいた皆様へ

第40回(2021年11月7日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂10版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第40回	2021年11月7日(日)	2021年5月1日
第41回	2022年3月13日(日)	2021年9月1日
第42回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律
文化庁ホームページ 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 (施行:令和2(2020)年10月1日/令和3(2021)年1月1日) URL : https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/ (概要: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_01.pdf)
農林水産省ホームページ 種苗法の一部を改正する法律(令和2年12月2日成立) URL : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/

※2021年7月28日現在

該当箇所	変更前	変更後
<p>P34 Lesson4 特許調査と I P ランドスケープ 4 I P ランドスケープとは 1 行目～ 1 5 行目</p>	<p>「 I P ランドスケープ」とは、欧米においてここ数年で急速にかつ頻繁に使用され始めた新しい用語です。</p> <p>2017 年 3 月に発表された経済産業省「知財人材スキル標準 Version2.0」で新しく知財部門の担う「業務」の一つとして追加され、新聞でも大きく取り上げられたことから、今後は定着していこうと予想されます。ここでは知財人材スキル標準の内容を基礎として簡単に解説します。</p> <p>I P ランドスケープは、簡単にいえば、知的財産に関する情報を活用して事業の見通しを示す業務を指します。</p> <p>では、この「業務」の具体的な目的と内容はいかなるものでしょうか。まず、本業務の「目的」は、経営陣や事業責任者に対し、経営戦略や事業戦略の策定に用いるために提示するものです。すなわち、研究開発部門や知財部門内で完結するものではありません。</p> <p>次に、本業務の「内容」としては、特許情報に限定されず、非特許情報（例えば、論文、ニュースリリース、株式情報、マーケット情報等のビジネス情報）も統合して分析されたものです。</p>	<p>「 I P ランドスケープ」は、2017 年 3 月に発表された経済産業省「知財人材スキル標準 Version2.0」で知財部門の担うべき新たな「業務」の一つとして追加された用語です。新聞等でもしばしば取り上げられていることから、今後は定着していこうと予想されます。</p> <p>I P ランドスケープは、簡単にいえば、知的財産に関する「情報」を活用して経営や事業に役立てる業務を指します。</p> <p>では、この「業務」の具体的な目的と内容はいかなるものでしょうか。まず、本業務の「目的」は、経営陣や事業責任者に対し、経営戦略や事業戦略の立案に用いるために提示するものです。すなわち、研究開発部門や知財部門内で完結するものではありません。</p> <p>次に、本業務の「内容」としては、特許情報に限定されず、特許以外の情報（例えば、論文、ニュースリリース、株式情報、マーケット情報等のビジネス情報）も統合して分析されたものです。</p>
<p>P36 Lesson4 特許調査と I P ランドスケープ 4 I P ランドスケープとは 9 行目～ 2 0 行目</p>	<p>しかし、特許マップというのはその名の通り、特許データ（通常、マーケット情報等の非知財情報は含まない）を視覚化したもので、主として研究開発、あるいは特許出願戦略のために用いられる場合が多いのが実態でした。その場合の多くは、アウトプットの提出先は知財部門内あるいは研究開発部門内に留まり、経営陣や事業責任者に提出されることはほとんどありません。特許情報以外の非特許情報を統合した特許マップというのは実は従来から存在はします。</p> <p>しかし、それを経営陣・事業責任者に提示し、経営戦略や事業戦略に役立てない限り、それは「改良された特許マップ」とは呼べても、 I P ランドスケープとはいえないでしょう。</p>	<p>しかし、特許マップというのはその名の通り、特許データ（通常、マーケット情報等の知財以外の情報は含まない）を視覚化したもので、主として研究開発、あるいは特許出願戦略のために用いられる場合が多いのが実態でした。その場合の多くは、アウトプットの提出先は知財部門内あるいは研究開発部門内に留まり、経営陣や事業責任者に提出されることはほとんどありませんでした。特許以外の情報を統合した特許マップというのは実は従来から存在はします。</p> <p>しかし、それを経営陣・事業責任者と共有し、経営戦略や事業戦略の検討に用いない限り、それは「改良された特許マップ」とは呼べても、 I P ランドスケープとはいえないでしょう。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P36 Lesson4 特許調査とIPランドスケープ 4 IPランドスケープとは 21行目～28行目 差し替え	<p>以上より、「IPランドスケープ」というのは、「積極的な経営戦略・事業戦略策定のために、知財情報及び非知財情報（マーケティング情報等のビジネス関連情報）を統合して分析した事業環境と将来の見通しを経営陣・事業責任者へ提示するもの」、といえます。</p> <p>これは、従来の経営陣や事業責任者が行っていたいわゆる「事業環境分析」というマーケティング・リサーチの業務に知財データという客観的かつ定量的なデータを加味したものとイえるため、新しい「マーケティング・リサーチ」手法の一種、という位置づけも可能ではないかと考えられます。</p>	<p>実際、特許庁が初めてIPランドスケープについて本格的に調査研究を行った報告書*においては、「IPランドスケープ」は、「経営戦略又は事業戦略の立案に際し、経営・事業情報に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その分析結果（現状の俯瞰・将来展望等）を経営者・事業責任者と共有すること」と定義されています。</p> <p>この定義に含まれる業務は多様であり、前述したアライアンス先候補の探索、M&A候補企業の探索以外にも、自社技術の新規用途を見つける形での新規事業の提案や資金調達のために自社技術を見える化すること等もIPランドスケープの範囲に入ります。</p>
P141 Lesson16 意匠法の保護対象と登録要件 [1] 4 意匠法の保護対象である「意匠」とは 1行目 追加	<p>…される画像（表示画像）」、のいずれかであることが必要です。</p>	<p>…される画像（表示画像）」、のいずれかであることが必要です。これにより、例えば、映画やゲーム等のコンテンツ画像、デスクトップの壁紙等の装飾画像については、意匠権の保護対象となりません。</p>
P155 Lesson18 意匠登録を受けるための手続き 1 意匠登録出願に必要な書類 4行目	<p>…「意匠に係る物品」を記載する必要がある。→例えば、携帯電話のデザインを創作したときは、…</p>	<p>…「意匠に係る物品」を記載する必要があります。ここには、意匠に係る物品、意匠に係る建築もしくは画像の用途を記載しなければなりません。例えば、携帯電話のデザインを創作したときは、…</p>
P155 Lesson18 意匠登録を受けるための手続き 1 意匠登録出願に必要な書類 下から3行目～最終行	<p>この制度は2021年5月17日までに施行されることになっていますが、現在のところ（2020年6月15日現在）、施行日は未定です。</p>	<p>この制度は2021年4月1日から施行されています。</p>



該当箇所	変更前	変更後
P160 Lesson18 意匠登録を受けるための手続き 4 特殊な意匠登録出願 (3) 組物の意匠 1行目～2行目	同時に使用される二以上の物品、建築物または画像から構成されるものであって、それらの構成物品等に全体として統一があるときは一意匠として出願し、…	同時に使用される二以上の物品 であって経済産業省令で定めるもの(組物)を構成する物品 、建築物または画像に係る 意匠は、組物 全体として統一があるときは一意匠として出願し、…
P160 Lesson18 意匠登録を受けるための手続き 4 特殊な意匠登録出願 (4) 内装の意匠 6行目	例えば、家具や什器、壁や床等に共通の材質や模様等を用いている場合に、内装における「統一的な美感」が認められると考えられます。	例えば、家具や什器、壁や床等に共通の材質や模様等を用いている場合 や、壁や床等の装飾、家具や什器を共通するコンセプトに基づいて構成している場合に 、内装における「統一的な美感」が認められると考えられます。
P295 Lesson33 著作者人格権 1 著作者人格権とは 2行目	これ以外に「名誉・声望保持権」があります(著113条 7項)。	これ以外に「名誉・声望保持権」があります(著113条 11項)。
P311 Lesson35 著作権の変動 3 著作権の移転と活用 下から2行目	また、許諾された「著作物を利用する権利」は、著作権者の承諾があれば、第三者に譲渡できます(著63条3項)。	また、許諾された「著作物を利用する権利 (利用権) 」は、著作権者の承諾があれば、第三者に譲渡できます(著63条3項)。 著作権者から「著作物を利用する権利(利用権)」の許諾を受けた者は、その著作権が第三者に譲渡されて著作権者が変更になった場合でも、利用を継続することができます。この場合、登録等を備えている必要はありません(著63条の2)。
P318 Lesson36 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 10行目	相当額の補償金を著作者に支払わなければなりません(著30条 2項)。	相当額の補償金を著作者に支払わなければなりません(著30条 3項)。

該当箇所	変更前	変更後
P318 Lesson36 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 17行目～19行目 差し替え	また、インターネット上で、海賊版と知りながらそれをダウンロード（録音、録画）する行為は、私的使用目的でも複製権の侵害となることが規定されています（著30条1項3号）。	また、インターネット上で、違法にアップロードされた音楽や映像（いわゆる海賊版）について、それが違法にアップロードされたものであることを知りながらダウンロード（録音、録画）する行為は、私的使用目的であっても複製権の侵害となることが規定されています（著30条1項3号）。 さらに、音楽や映像に限らず、著作物全般（漫画、書籍、論文、コンピュータプログラム）についても、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする行為は複製権の侵害となります（著30条1項4号）。ただし、①スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」、③二次創作・パロディ、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロード、については除外されます。
P319 Lesson36 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 3行目～5行目 差し替え	例えば、写真の撮影等の際に他人の著作物が写り込んでしまってもそれが軽微な部分である等の要件を満たせば著作権者の許諾がなくとも複製等ができる付随対象著作物の利用（著30条の2）のほか、	写真の撮影、録音、録画などの行為に際し、他人の著作物が写り込んでしまった場合、いわゆる「写り込み」の場合、「正当な範囲内において」当該他人の著作物を利用することができます（不随対象著作物の利用、著30条の2）。 例えば、①スクリーンショットやインターネット上での生配信、模写、街の風景のCG化など多様な行為に伴う写り込み、②固定カメラでの撮影など、創作性が認められない行為を行う場面に伴う写り込み、③子供にぬいぐるみを抱かせて撮影する場合など、メインの被写体から分離が可能な場面における写り込み、といった場合も考えられます。 そのほか、
P320 Lesson36 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 2行目	引用する要件を満たした場合は、著作物を翻訳することも可能です（著47条の6 第3号 ）。	引用する要件を満たした場合は、著作物を翻訳することも可能です（著47条の6 第1項2号 ）。

該当箇所	変更前	変更後
P321 Lesson36 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 条文 著作権法 47 条の 3 5 行目	ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条 第二項 の規定が適用される場合は、この限りでない。	ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条 第五項 の規定が適用される場合は、この限りでない。
P335 Lesson38 著作権の侵害と救済 2 著作権侵害とみなされる行為 リスト②～⑤	① いわゆる海賊版を国外から輸入・輸出する行為 (著 113 条 1 項各号) ② コンピュータプログラムの違法コピーを業務上使用す る行為 (著 113 条 2 項) ③ 技術的利用制限手段を回避する行為 (著 113 条 3 項) ④ 著作物に付された権利管理情報を改変等する行為 (著 113 条 4 項各号) ⑤ 音楽レコードを還流させ、輸入・所持する行為 (著 113 条 6 項)	① いわゆる海賊版を国外から輸入・輸出する行為 (著 113 条 1 項各号) ② リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツ へのリンク等を提供する行為 (著 113 条 2 項) ③ リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提 供行為を放置する行為 (著 113 条 3 項) ④ コンピュータプログラムの違法コピーを業務上使用す る行為 (著 113 条 5 項) ⑤ 技術的利用制限手段を回避する行為 (著 113 条 6 項) ⑥ ライセンス認証などを回避するための不正なシリアル コードを提供等する行為 (著 113 条 7 項) ⑦ 著作物に付された権利管理情報を改変等する行為 (著 113 条 8 項各号) ⑧ 音楽レコードを還流させ、輸入・所持する行為 (著 113 条 10 項)
P337～P338 Lesson38 著作権の侵害と救済 5 著作権を侵害した場合の刑事罰 6 行目～ (次ページ) 最終行 差し替え	違法ダウンロードについても刑事罰の対象となります。た だし、… (次ページへ続く) …いわゆるコミックマーケットで販売する行為は、上記① ～③の要件を満たさず、親告罪の対象になると考えられま す。	違法ダウンロードについても刑事罰 (2 年以下の懲役等) の対象となります (著 119 条 3 項)。 侵害コンテンツ (違法にアップロードされた著作物等) へ のリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘 導する「リーチサイト」や「リーチアプリ」についても刑 事罰の対象となります。リーチサイト運営行為及びリーチ アプリ提供行為については刑事罰 (5 年以下の懲役等) の対 象であり (著 119 条 2 項 4 号、5 号)、リーチサイト・リー チアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する 行為については、著作権等を侵害する行為とみなして民事 措置及び刑事罰 (3 年以下の懲役等) の対象となります (120 条の 2 第 3 号)。

該当箇所	変更前	変更後
P404 Lesson44 種苗法 3 育成者権の効力と存続期間 8行目 追加	<p>…農家が種子を保存することは権利の及ばない範囲とすることを認めており、日本国でもこの例外規定を採用しています。</p>	<p>…農家が種子を保存することは権利の及ばない範囲とすることを認めており、日本国でもこの例外規定を採用しています。</p> <p>ただし、2022年4月1日より農業者による自家増殖にも育成者権の効力が及ぶこととし、育成者権者の許諾に基づき行うこととなります。</p> <p>育成者権者等により登録品種の種苗等が譲渡されると、育成者権者が海外での販売を見据えて登録品種の海外持ち出しを制限する意思を有していたり、国内での産地づくりを見据えて収穫物の生産地域を制限する意思を有していても、その意思に反する行為を防ぐことができませんでした。そこで、2021年4月1日より、品種登録出願時に、輸出可能な国または栽培可能な地域を指定し、指定した国以外への輸出または指定した地域以外での栽培を制限することを届け出ることにより、種苗等が譲渡された場合であっても、指定した国以外への種苗等を輸出する行為や指定した地域以外で収穫物を生産する行為に育成者権の効力を及ぼすことが可能となりました（種21条の2）。</p> <p>なお、登録品種の種苗を業として譲渡する者は、登録品種であることを表示しなければなりません（種55条1項）。また、輸出の制限や栽培地域の制限がある場合は、それらの制限があることを表示しなければなりません（種21条の2第5項）。</p>

(参考) 地理的表示 (GI) と地域団体商標との違い

	地理的表示 (GI)	地域団体商標
制度	生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度	地域ブランドの名称を商標権(出所表示)として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度
保護対象(物)	農林水産物、飲食料品等(酒類等を除く)	全ての商品・サービス
保護対象(名称)	農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できるもの(地域を特定できれば、必ずしも地名を含まなくてもよい)	「地域名」+「商品(サービス)名」等
登録主体	生産・加工業者の団体(法人格の無い団体も可)	農協等の組合、商工会、商工会議所、NPO法人
主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産地と結び付いた品質等の特性を有すること 確立した特性：特性を維持した状態で概ね25年の生産実績があること 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の名称と商品(サービス)とが関連性を有すること(商品の産地等) 商標が需要者の間に広く認識されていること
使用方法	地理的表示は、登録標章(GIマーク)と併せて使用することができる(GIマークのみの使用は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 登録商標である旨を表示(努力義務) 地域団体商標は地域団体商標マークと併せて使用することができる(推奨) 
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 生産地と結び付いた品質基準の策定・登録・公開 生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理し、それを国がチェック 	商品の品質等は商標権者の自主管理
効力	地理的表示及びこれに類似する表示の不正使用を禁止	登録商標及びこれに類似する商標の不正使用を禁止
効力範囲	登録された農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等及びこれを主な原料とする加工品並びにこれらに関する広告等	登録商標に係る商品若しくはサービス又はこれと類似する商品若しくはサービス
規制手段	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	登録：9万円(登録免許税) 更新手続無し(取り消されない限り登録存続)	出願・登録：40,200円(10年間) 更新：38,800円(10年間) ※それぞれ1区分で計算
申請・出願先	農林水産大臣(農林水産省)	特許庁長官(特許庁)